

## 6 受験申込受付期間

平成30年5月22日（火） ～ 平成30年6月26日（火）  
（最終日の消印有効）

※ 受付期間外の消印があるものについては、受理せず、そのまま返送させていただきます。

## 7 実務経験証明書等の省略はできません。

過去に、**福岡県**の介護支援専門員実務研修受講試験において**受験票の交付を受けた方でも、「実務経験証明書」、「資格等を証する書類の写し」等の書類の提出を省略することができません。**  
**必要な書類をすべて揃えてご提出ください。**

## 8 受験対象者についての留意点

以下の事項に該当する者については、試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了しても、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第69条の2に定める介護支援専門員の登録を受けることができませんのでご留意ください。

- ① 成年被後見人又は被保佐人
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- ⑤ 法第69条の38第3項の規定による業務禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第69条の6第1項の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
- ⑥ 法第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者
- ⑦ 法第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しない者

## 9 受験票の交付

受験申込書受理後、当該受験資格を満たしている方については、平成30年10月初旬に受験票を送付します。平成30年10月4日（木）までに受験票がお手元に届かない場合は、(公社)福岡県介護支援専門員協会へお問い合わせください。